

## 大牟田市総合福祉システム機器等賃貸借及び保守仕様書

### 1. 本仕様書の位置付け

本仕様書は、大牟田市総合福祉システム構築業務委託業者募集要項（以下「募集要項」という。）において求める機器等賃貸借及び保守費の見積額を算出するために本市が示す条件の一部であり、全てを網羅するものではない。

本仕様書は、大牟田市総合福祉システム構築業務（以下「構築業務」という。）委託業者募集における応募者（以下「応募者」という。）が構築業務後に必要となる機器等賃貸借及び保守内容を提案するための本市からの補足説明資料として使用すること。

募集要項において記載する機器等賃貸借及び保守業者決定のための見積書の提出にあたっては、構築業務の過程で生じた課題等を踏まえた内容で改めて仕様書を提示するものとする。

### 2. 全体の概要

大牟田市総合福祉システム（以下「新規システム」という。）の安定した稼働並びに運用を維持するため、新規システム機器等の賃貸借及び保守を行うもの。

### 3. クラウド

構築業務においてクラウドを提案する場合、機器等賃貸借がクラウド利用料等に変更となる場合があることを想定している。

この場合、構築業務に含まれるものを除き、クラウドによる提案内容の実現のために必要となる全ての経費を漏れなく見積もること。

### 4. 設置場所

大牟田市役所庁舎内

### 5. 賃貸借期間

令和2年10月1日から令和7年9月30日まで

### 6. 賃貸借対象機器等について

応募者の提案によるものとする。

### 7. 賃貸借機器等仕様について

応募者の提案によるものとする。

## 8. 保守について

本市が新規システムを完全な状態で機器を使用できるよう保守を行うこと。

保守内容については、原則として応募者の提案によるものとするが、次の内容を参考に提案すること。

- 1) 保守の定義は、落札者の責任において、機器の使用により障害が発生した場合に、導入時と同じく完全に使用できる状態とするために必要な作業を行い、必要な部品の交換作業、定期点検等を行うこと（以下「機器保守」という。）並びに市町村システムを使用した運用を維持するための支援（以下「運用保守」という。）を言う。
- 2) 使用者の過失等による機器の障害によらない故障等が発生した場合は、本市の責任において修理対応を行う。
- 3) 機器保守は、原則として製造元が提供するサポートサービスにより行うこと。
- 4) 機器保守及び運用保守における故障対応等のための部品代、定期交換部品代、交換手数料、出張費等、修理のための搬入並びに搬出費及びSE人件費等の必要な一切の費用（消耗品に係る費用を除く）は見積額に含めること。
- 5) 保守の対象時間帯は、原則として落札者の営業時間とするが、本市の都合により営業時間外となることもある。また、原則として障害の連絡から2時間以内に現地において障害復旧に着手することが可能であること。
- 6) リコール対象となった機器や構成する部品に重大な瑕疵が発見されたときは、メーカー保証期間内であるかどうか、また、現に障害が発生しているか否かにかかわらず、必要に応じて物品の交換や代替機器との取り替え等を無償で行うこと。
- 7) 障害発生時は、原則として現地で作業を行い当日中に復旧することとするが、やむを得ない場合は、本市の承諾を受け機器を持ち帰って作業を行うことが出来ることとする。
- 8) 障害発生及び対応履歴について、本市関係各課へ報告を行うこと。

## 9. ドキュメント

提出するドキュメント（取扱説明書）の使用言語は日本語とする。

## 10. 機器回収

機器の回収については、次のとおりとする。

- 1) 契約期間終了後は、全ての機器を回収すること。
- 2) 回収した機器のハードディスク等の記憶媒体はデータ消去を行い、消去後は消去証明書又はそれに準ずる書類を提出すること。
- 3) 機器の回収に必要な一切の費用は、見積額に含めること。

## 1 1. その他

その他の事項については、次のとおりとする。

- 1) 機器はすべて未使用なものであること。
- 2) 機器は、賃貸借期間の保守が可能な機器（ファームウェア、ドライバ含む）であること。

また、見積提出時点における賃貸借期間終了後の保守延長可能期間を合わせて提示すること。

なお、当該保守延長可能期間は保証を求めるものではない。

- 3) 賃貸借機器には、管理番号及び所有者等を明示すること。
- 4) 各プリンタについて、納品時にインクカートリッジ等の消耗品を1セット添付（標準で添付されている場合は不要）すること。
- 5) 機器を梱包していたダンボール等は、納品後、全て撤去すること。
- 6) 仕様書に掲載していないものについては、本市関係各課と協議の上決定する。
- 7) 業務において知りえた秘密は、業務が完了した後も継続して第三者へ漏洩しないこと。